

ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為を禁止します

■背景

市内各所のごみ集積所に出された古紙等の資源物を持ち去る行為が多発し、市民に不安感を与え、市民の協力のもとに成り立っている資源物のリサイクルに大きな影響を及ぼしています。市では、資源物を持ち去る行為に厳正に対処するため、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」について所要の改正を行います。

■改正概要

資源物の収集又は運搬を禁止する条項を設けます

- ・ごみ集積所に出された資源物を持ち去る行為を禁止します。
- ・資源物とは…古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）、飲料用缶、その他の金属類、びん類、布類、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品用トレイ

違反者には厳正な対処を行う条項を設けます

- ・違反者に禁止命令を行います。
- ・禁止命令に違反した場合は、罰則（20万円以下の罰金）を適用します。
- ・持ち去り行為は、組織的に行われていることも想定されることから、違反した者が属する法人等にも罰則を適用します。

条例施行日

- ・平成23年8月1日

■フロー図

